第46回遠野市農業委員会総会議事録

日時　平成25年１月25日（金）
午後１時31分
場所　遠野市役所とぴあ庁舎大会議室

会議出席委員

１ 阿部 正嗣	２ 山崎 登久昭	３ 多田　靖志	４ 阿部 儀信	５ 似田貝 順一
６ 菊池　次男	７ 白岩　正義	８ 佐々木 豊子	９ 昆野　征策	10 佐々木 恵美子
11 菊池　敦子	12 江川　幸男	13 綱木　秀治	14 菊池　正明	15 新田　佐悦
16 佐々木 収一	17 菊 池　　昇	18 太田代 良市	19 松田　欣一	20 菊池　一勇
21 古屋敷 德夫	22 齋藤　晴夫	23 奥寺　晴夫	24 森川　　亦	25 白金　英子
26 細川　幸男	27 君崎　敬孝	28 菊池　政實	29 菊 池　　孝	30 濱田平八郎
31 北湯口　進				

欠席届出　　３番 多田靖志委員、９番 昆野征策委員、30番 濱田平八郎委員
無断欠席　　なし
遅 刻 者　　12番 江川幸男委員、13番 綱木秀治委員
早 退 者　　なし
事 務 局　　佐々木敦緒事務局長、磯谷洋子農地係長、小倉匠農業振興係長
関係機関　　なし

議事日程
１　開　　会
２　農業委員会憲章朗唱
３　事務事業経過報告
４　報告事項
報告第１号　農地法第３条の３第１項の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第２号　農地法第18条第６項の規定による通知について
５　議事日程
日程第１　議事録署名人の指名及び会議書記の指名
日程第２　議案第54号　農地法第３条第１項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について
日程第３　議案第55号　農地法第３条第１項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について
日程第４　議案第56号　遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定について
日程第５　議案第57号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第６　議案第58号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第７　議案第59号　遠野市農業委員会委員選挙人名簿搭載申請書に対する意見について
６　協議事項
協議第１号　遠野市地域農業マスタープラン検討会委員及び岩手県女性農業委員ポラーノの会理事の推薦について

7　その他
8　閉　会

	（午後１時31分）
議　　　長	第46回遠野市農業委員会の総会の開催にあたりまして一言ご挨拶いたします。 まずは、お足元の悪い中ご出席いただきましてありがとうございました。新年を迎えまして、もう間もなく一ヶ月となります。まもなく２月に入ります。今のところは、我々農業者としてもゆったりした雰囲気でございますけれども、あと一ヶ月もすればいろいろと慌しくなって、そわそわしてくるという時期になってまいります。それと同時に年度末ということで、さまざまな部分で公私共々大変忙しくなってきている、そういう時期に入ってまいりました。特にも今、農業委員会においても我においても一年間の総括ということでさまざまな部分で皆様は大変ご苦労をされております。さらに農業者年金、あるいは家族経営協定、全国農業新聞ということで皆様には、大変なご助力をいただいております。あらためて感謝申し上げたいと思います。 我々としては目標に向けて精一杯努力していくということでございますので、ぜひ皆様には今すこし、今しばらく頑張っていただきまして一人でも多く達成出来るようにお願いしたいというところでございます。 今、各地で農地プランについて、集落説明等々始めております。昨日は附馬牛町でもございまして、私も含め附馬牛の委員さん三人参加して、いろいろな部分で前に進めたわけでございますが、各地の説明会には今のところ、農業委員さんが全員参加してご支援いただいているということです。市の農家支援室においても「農業委員さんには全員参加していただいております。ありがとうございます。」という声をいただいております。ぜひ、この農地プランに関してはこれからも、今日は松崎町であるようでございますけれども、皆さん全員参加で、市に協力していきたいと思っていますので、宜しくお願いしたいと思います。 今日は総会後、新年会もございます、どうか皆さん最後まで全員参加でお願いしたいと思います。 早速総会に入りたいと思います。以上でございます。
議　　　長	これより第46回遠野市農業委員会総会を開会します。本日の議案は、６件。協議事項が１件です。慎重にご審議をお願いいたします。
	【開　会】
議　　　長	本日の出席委員は、31名中欠席者が３名でございます。欠席の届出は、３番多田靖志委員、９番昆野征策委員、30番濱田平八郎委員でございます。なお、現在まだ出席しておりませんが、12番江川幸男委員、13番綱木秀治委員が遅れて参加ということで連絡が入っているということでございますので、現在は、31名中26名の出席でございます。よって、遠野市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
	【農業委員会憲章朗唱】
事 務 局 長	議事日程に先立ち農業委員会憲章の朗唱を行います。 ご起立願います。 先唱を、４番、阿部儀信委員にお願いいたします。 （「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略）
	【事務事業報告】
議　　　長	次に、事務事業経過報告を、事務局長をして報告いたします。
事 務 局 長	はい、議長。それでは遠野市農業委員会事務事業の経過報告を申し上げます。 （以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略）
	【報告事項】
議　　　長	次に報告第１号、農地法第３条の３第１項の規定による届出に係る専決処分の報告に

	ついて、及び報告第２号、農地法第18条第６項の規定による通知についてまで一括して事務局から報告いたさせます。
事務局長	はい、議長。それでは、報告第１号についてご説明します。議案書１ページをお開きください。専決処分の報告書であります。 （以下「農地法第３条の３第１項の規定による通知について」説明により記載省略） 以上です。
農地係長	続いて報告第２号です。 （以下「農地法第18条第６項の規定による通知について」説明により記載省略） 以上です。
	【議事日程】
議長	これより本日の議事日程に入ります。
	【日程第１】
議長	日程第１、議事録署名人の指名及び会議書記の指名を行います。 議事録署名人には、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認め、議事録署名人に５番似田貝順一委員、６番菊池次男委員、会議書記に事務局、小倉匠君を指名いたします。 次に、議事参与の制限についてです。議案に関係する委員は発言をご遠慮願います。 次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局に求めます。
農地係長	はい。第46回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。 ３ページ、４ページでございます。 （以下「第46回遠野市農業委員会総会提出議案総括表」説明により記載省略）
	【日程第２】
議長	日程第２、議案第54号、農地法第３条第１項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。 なお、農業者年金受給に伴う使用貸借権の設定については現地確認の説明を省略いたします。 事務局の説明を求めます。
農地係長	はい、議案第54号について説明いたします。 １番は、農業者年金受給による使用貸借の再設定でございます。 ２番。 借人。●●町。●●●●。貸人。●●町。●●●●。 ●●町、1,646㎡。貸人は、労力不足により要請し貸し付けるものであります。 以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えられます。 以上です。
議長	ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。●●町、お願いします。
15番委員	はい。当日、会長は農業会議で盛岡へ出張だということで、私と江川委員、それから事務局２名で現地を確認しましたが、何ら問題が無いということでご報告申し上げます。以上でございます。

議　　長	はい、ご苦労様でした。 　現地確認の結果について説明がありました。 　これより質疑に入ります。 　質問のある方は発言を願います。なお発言する際は、議席番号を述べてからお願いします。 　ございませんか。 　（「なし」の声あり） 　発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 　お諮りいたします。 　議案第54号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 　ご異議なしと認めます。 　よって、議案第54号は原案のとおり可と決しました。 【日程第３】
議　　長	日程第３、議案第55号、農地法第３条第１項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。 　事務局の説明を求めます。
農地係長	はい、議案題55号について説明いたします。 　１番。 　受人。●●町、●●●●。渡人。●●市、●●●●。 　●●町、228㎡。 　渡人は、相続により取得した農地であり耕作できないことから、親戚である受人に要請し譲り渡すものであります。 　２番。 　受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。 　●●町4筆、1,793㎡。 　渡人は高齢となり耕作できないことから隣地の農地所有者である受人に要請し売り渡すものであります。 　以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えられます。 　以上です。
議　　長	ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。●●町、●●町の順番にお願いします。 　それでは、●●町。
２５番委員	はい。25番白金です。 　地区員５名と事務局２名で現地確認をいたしました。事務局の説明どおり何ら問題はありませんでした。報告します。
議　　長	はい、ご苦労様でした。
６番委員	６番菊池です。委員３人でもって何ら支障が無い旨を確認いたしました。
議　　長	現地確認の結果について説明がありました。 　これより質疑に入ります。
２７番委員	はい。
議　　長	27番。

２７番委員	１番の件ですけども、耕作者が不在という形があるのですか。 そこを確認します。
議　　長	はい、事務局。
農地係長	はい。実際には受人が草刈等管理をしているということで、耕作ではないということです。
7 番 委 員	本家から貰ったのを本家に返した。
２７番委員	耕作者不在というのは、有り得るのか、ということを確認したい。
議　　長	いかがですか。
農地係長	実際に記載すれば、休耕という形になります。
議　　長	よろしいですか。
２７番委員	訳わからないな。
2 番 委 員	耕作者と所有者は違うということです。
議　　長	休憩します。
議　　長	再開します。 他にございませんか。 （「なし」の声あり） それでは、発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第55号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第55号は原案のとおり「可」と決しました。
	【日程第４】
議　　長	日程第４、議案第56号、遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定についてを議題といたします。 なお、説明は再設定の案件の説明を省略し、新規設定のみをご説明をいたします。 事務局の説明を求めます。
農地係長	はい、議案第56号について説明いたします。 利用権設定は今月28件でございます。新規のみご説明いたします。 ８ページ、６番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町２筆、4,570㎡。 賃貸借の新規です。 めくっていただきまして９ページ。 16番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町４筆、3,971㎡。 賃貸借の新規です。 続いて10ページです。

	19番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町４筆、11,150㎡。 賃貸借の新規です。 21番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町４筆、6,248㎡。 使用貸借の新規です。 22番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町、1,055㎡。 使用貸借の新規です。 めくっていただきまして、11ページです。 24番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町、1,709㎡。 賃貸借の新規です 25番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町７筆、6,616㎡。 賃貸借の新規です。 26番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町６筆、6,189㎡。 賃貸借の新規です。 27番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町２筆、3,356㎡。 賃貸借の新規です。 以上です。
議　　　長	はい。では、これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。 どうぞ、２番。
２番委員	２番の山崎です。19番の件ですが、借人が●●で土地が●●の●●になっていますけども、移動するだけでも時間がかかると思うのですが、何か特別な訳でもあるのですか。兄弟とか。
議　　　長	事務局、お願いします。
農地係長	こちらの借人の実家は青笹であります。１月末までは、この貸人のお父さんの畑で賃貸借の契約がされておりましたが、期間が終了するということと、それからお父さんから今の借人の方に経営を譲るということから現状の形での契約ということになりました。
２番委員	わかりました。
議　　　長	よろしいですか。
２番委員	はい。
議　　　長	その他、ありませんか。

１番委員	はい。
議長	はい。
１番委員	１番の阿部ですけども、農業マスタープランの関係上でも、なるべく地元の人にという部分は考えないで、あくまでも、上がってきたのがみんな許可するという方法で行くのか、なるべく協力を仰ぐのか、どのようになっていますか。
議長	はい、事務局。
事務局長	お答えいたします。この後研修で、大里部長の方からもしかしてお話があるかもしれませんけれども、市の基本姿勢は、貸し剥がしはしないという姿勢にあるようです。ただ、今ご指摘あったように、地域農業マスタープランでは、担い手が自分のエリアをといいますか面的に集積するということが大事なことになりますから、その原則論は原則論として出来るだけ離れたところに離れた担い手が来るということだけは、これを何とかしていかなければならないだろうというふうには考えますが、いずれいろいろな事情からこれで上がってきたものを、担い手認定農業者が、経営基盤強化促進法で貸し借りをしますというふうに上げてきたものを拒否するということは出来ませんので受けざるをえなかったということであります、ご理解を頂きたいと思います。なお今後地域農業マスタープランの座談会が浸透していった時には、このような案件はおそらく減ってくるだろうと考えられます。
議長	１番委員、今の回答でよろしいですか。
１番委員	はい。
議長	他にはございませんか。 （「なし」の声あり） それでは、発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第56号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。 よって、議案第56号は原案のとおり「可」と決しました。
	【日程第５】
議長	日程第５、議案第57号、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。
農地係長	はい、議案第57号について説明いたします。 １番。申請人。[redacted]町、[redacted]。[redacted]町、636㎡。 申請人は、家賃収入を得るために、アパートを建設するものです。申請地内の排水計画は、公共下水道への接続を計画しており、周辺の農地への影響は無いと考えられます。位置は、[redacted]から西へ400メートルほどのところで、商業施設が連担する地域に隣接する市道と宅地に挟まれた農地であることから、農地区分は第２種農地と判断しました。 第２種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題は無いと考えます。 以上です。
議長	ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説

	明をお願いします。●●町、お願いします。
25番委員	はい、25番白金です。地区員５名と事務局２名と現地確認をいたしましたが、事務局の説明どおり、何ら問題はありませんでした。報告いたします。
議　　長	ご苦労さまでした。 現地確認結果について説明がありました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。 ございませんか。 (「なし」の声あり) 発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第57号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、議案第57号は原案のとおり「可」と決しました。 【日程第６】
議　　長	日程第６、議案第58号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。
農地係長	はい、議案第58号について説明いたします。 譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。 ●●町、460㎡。 譲受人は、[redacted]新たに自己住宅を建築するものです。 申請地内の排水計画は、公共下水道への接続を計画しており、周辺農地への影響は無いものと考えます。位置は●●●●から南東へ350メートルほどのところで都市計画区域の用途地域に位置する農地であることから、農地区分は第３種農地と判断しました。 ２番。 譲受人。●●●、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。 ●●町2225㎡の内424㎡。 ３番。 譲受人●●●、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。 ●●町2,501㎡の内307㎡。 ２番、３番は、譲受人は、●●●●の●●●●を設置するにあたり、建設用作業現場に使用するため一時転用をするものです。資材運搬、作業スペースには鉄板を敷く計画であり、周辺農地への影響は無いものと考えます。 ２番の位置は、●●●●から北西へ740メートルほどのところで、第２種農地。 ３番の位置は、●●●●から南東へ1.8キロメートルほどのところで、農業振興地域内にある農用地です。 いずれも、原則無許可ですが、一時転用であり、事業終了後速やかに原状回復が見込まれることから、転用に問題は無いと考えます。 ４番。 譲受人。●●市、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。 ●●町、918㎡。 譲受人は、[redacted]自動車部品の倉庫と事務所を建設するものです。申請地内の排水は、公共下水道に接続する計画であり周辺への影響は無いものと考えます。 位置は、●●●●から南東へ540メートルほどのところで、商業施設が連担する地域に

	近接する市道と宅地に挟まれた農地であることから農地区分は第２種農地と判断しました。 　第２種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題は無いと考えます。 　以上です。
議　　　長	ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。●●町、●●町、●●町の順番にお願いします。まずは、●●町お願いします。
２４番委員	24番森川です。事務局と委員２名として現地に確認に行きましたけども、説明の通りでありますが、一箇所、図面上に記載されているはずの境界杭が見当たりませんでしたけども、それ以外は何ら問題無いということで判断してきましたので報告といたします。
議　　　長	ありがとうございました。続きまして●●町。
１９番委員	19番松田です。１月15日午後４時から地区農業員２名、事務局２名、計４名で現地確認調査を行いましたが、事務局の説明どおりで全く問題が無いと判断します。
議　　　長	はい、わかりました。●●町お願いします。
２５番委員	25番白金です。１月15日、地区担当委員５名と事務局２名で現地確認をいたしました。事務局の説明どおり何ら問題は無いことを確認して来ました。 　終わります。
議　　　長	現地確認の結果についての説明でした。 　これより質疑に入ります。 　質問のある方は発言願います。 　ございませんか。 （「なし」の声あり） 　はい、それでは発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 　お諮りいたします。 　議案第58号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 　ご異議なしと認めます。 　よって、議案第58号は原案のとおり「可」と決しました。
	【日程第７】
議　　　長	日程第７、議案第59号、遠野市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に対する意見についてを議題といたします。 　事務局の説明を求めます。
農業振興係長	はい、議案第59号について説明いたします。 　農業委員会等に関する法律施行令第３条第１項の規定により提出された農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について、同条第２項の規定により遠野市選挙管理委員会へ提出するために意見を求めるものであります。　以上です。
議　　　長	事務局の説明が終わりました。これより、選挙人名簿登載申請書の審査のため、暫時休憩いたします。
議　　　長	会議を再開いたします。 　お諮りいたします。

	議案第59号、遠野市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に対する意見については、選挙権の有無についての農業委員会の意見欄のとおりとすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認め、議案第59号は、選挙権の有無についての農業委員会の意見欄のとおりとすることに決定いたしました。 以上で本日の議事日程は終了いたしました。 それでは、協議事項に入ります。 【協議事項】
議　　　長	協議第１号、遠野市地域農業マスタープラン検討会委員及び岩手県女性農業委員ポラーノの会理事の推薦についてを協議いたします。 事務局の説明を求めます。 はい、それでは、説明いたします。
事 務 局 長	遠野市地域農業マスタープランの検討会員の推薦についてということで、25年１月23日に、遠野市長より依頼がありました。これは、事前に説明いたしました通り、担い手、まあいろいろエリアをくくって歩いておりまして、このエリア内でいいのかどうか、担い手がこの方でいいのかどうか、そういうふうな検討の委員会を構成するということであります。構成団体は、花巻農業協同組合遠野地域営農センター、遠野市農業委員２名。女性の農業委員という要請になります。東南部農業共済組合から１名、遠野市土地改良区から１名、宮守村土地改良区１名、遠野市認定農業者協議会から１名、遠野地方ＹＹＹ推進女性の会から女性１名、遠野地方集落営農組織連絡協議会から１名、遠野市農林畜産部農家支援室から１名。この10名で検討会を構成するということになっております。したがいまして、女性農業委員と農業委員会から２名の要請、依頼がありますので、推薦をしていただきたいということであります。 もう一点。１月10日に岩手県女性農業委員ポラーノの会会長松本良子さんから依頼がきています。岩手県女性農業委員ポラーノの会理事の選出並びに報告の依頼について、ということでございますが、今までは、遠野市から藤原千代子委員が理事になっておりました。改選になりましたので、この藤原千代子さんに代わっての理事を推薦いただきたいという要請がございます。この３名について、ポラーノの会の理事１名、マスタープランの検討委員２名、女性の推薦をいただきたいと思います。 以上です。
議　　　長	はい、事務局の説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。 ございませんか。 （「なし」の声あり） 質問が無いようでございますので、検討委員会委員は、女性の農業委員から２名の要請がありましたので、女性農業委員の皆さんで２名を協議していただきたいと思います。なお、併せて岩手県女性農業委員ポラーノの会理事１名についても協議願います。協議の結果を当職まで報告願います。 暫時休憩をいたします。
議　　　長	再開いたします。報告がございましたので、私の方から読み上げながらご報告いたします。 協議の結果、遠野市地域農業マスタープラン検討会委員については、８番佐々木豊子委員、11番菊池敦子委員を、岩手県女性農業委員ポラーノの会理事には10番佐々木恵美子委員を推薦することといたしました。

	これに、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認め、遠野市地域農業マスタープラン検討会委員の推薦については、８番佐々木豊子委員、11番菊池敦子委員を、岩手県女性農業委員ポラーノの会理事には10番佐々木恵美子委員を推薦することといたしました。 以上であります。 【その他】
議　長	その他に移ります。委員の皆様から何かございませんか。 （「なし」の声あり） なければ、事務局から。
事務局長	委員会事務事業経過報告内で申し上げた件について報告いたします。 農業委員長の綱紀保持について。岩手県農業会議佐々木正勝会長および、岩手県農林水産部長、全国農業会議所会長、農林水産省経営局農地政策課長から、綱紀粛清について以下のような文書をいただいております。 「この度、農業委員会会長選挙において不祥事が発生した件につきまして、誠に遺憾であります。このような事態は、毎日汗を流し働いている農業委員の努力を無に帰すだけではなく、農業委員会系統組織に対する県民の信頼を著しく失墜させるものであります。つきましては、総会等において、農業委員等の綱紀の保持について、改めて徹底されるとともに、このようなことが再び発生することのないよう、特段のご配慮をお願いします。なお、農地法等の改正に伴い、農業委員会の業務は、質・量ともに増大しており、また、農業の再生に向けて、目下、各集落等において、地域農業マスタープランの作成と実践に取り組まれておりますが、こうした中で農業委員会活動に対する注目が高まっている時でもありますので、自らの責務と役割を充分に果たされるよう、合わせてお願いいたします」とのことです。 八幡平市の会長が贈収賄に関わった件についてですが、公職選挙法違反ということで、会長職と合わせて農業委員の職も辞するそうです。合わせまして運営委員会でも話し合いを行いましたが、公職選挙法での流れでくる農業委員さんですので、今後、各会合等にご案内があった場合、「お祝い」という形で金銭を持っていくことは禁止ですので、市会議員同様、会費、会食費、または志くらいのところで延べる程度にしていただきたいと思います、よろしくお願いいたします。また、行った先で出さないことも違反になるそうです、社会通念上、これが慣わしですので、各自よろしくお願いします。 次に平成25年産の配分・生産数量に関するルールについて。24年度と比較して40ヘクタール増えております。これは、できるだけ集落営農の組織または認定農業者の担い手の傾斜配分をしているという提案がありまして、このように決まりました、遠野市は配分面積がしっかりと達成されているということから、米を作っても良い面積が若干増えています。こちらは農業委員の皆様に対する情報提供ということでお知らせいたしました。 次に平成25年度農業者個別所得保障制度の産地資金の活用ですが、こちらは大変な朗報であります。農業委員会で耕作放棄地（３年連続不可作付地に対し「菜の花」を取り組んだところ、水田再生利用助成として、一反部当たり２万円の助成金がいただけます。細目書に「菜の花」と書いて出していただきたいと思います。ただし審査において、３年以上前から荒れていた場合は水田から消されている場合があるようですので、すべてが対象となるか疑問ですが、いずれ「菜の花」と書いて出していただければ、うまく行けば10アール当たり２万円、さらに上乗せして地域振興作物の助成ということで、景観作物、地力増進作物として５千円が上乗せになるようです。よろしくお願いいたします。水田関係は以上です。 また、農業委員活動記録カードの提出状況ですが、先月も説明させていただきましたが、非常に提出率が低くなっております。岩手県農業委員大会で表彰されている個人がある中で、なぜか遠野市農業委員会が表彰にならない。これは、このように記録カード

	を提出なさらない方がいるため、全体での件数が少なくなることによるものです。 白い(黒く塗られていない)方は未提出です。用紙を無くした方、事務局に用紙があります。これは、岩手県農業委員大会でも会長大会でも、数字がはっきりと出ますので、提出してくださるよう、よろしくお願いいたします。 次に、遠野市農業委員各種推進進捗調書について。全国農業者新聞、農業者年金、家族経営協定、これらは事務局の言っていることではなく、農業委員の皆様が、毎年３月の事業計画の中で決めていることです。事務局としては、皆様に決まったことをやっていただけるよう、淡々と業務を進めていくこと、という会長からのご命令です。よろしくお願いいたします。 全国農業新聞普及推進についてですが、全国農業新聞は黒塗りの中でのこの数字、例えば綾織町の阿部正嗣委員１、小友町の昆野征策委員４、全国農業新聞を売るように、普及拡大を図っているところであります。全体で13部が普及されていますが、31各農業委員１部と経営計画で決まっていますので、まだ割り当てが達成されておりません。 また、事業計画における農業者年金推進事業ということで各町に推進化委員を設置し取り組んでいます。目標、各町から１名ずつ、実績としては、△印は盛んに加入を奨励している委員、黒印はすでに加入の実績がある委員です。 例として昆野征策委員１、菊池政實委員１、齋藤春雄委員１、菊池昇委員１、となっております。 加入内訳について、「政策支援」とは、国からの助成・補助をいただいている認定農業者で青色申告を行っている方、または青色申告を約束した方となります。 「通常」とは、国からの助成・補助を受けないで加入した方です。目標９件に対して実績４件であり、まだまだ不足しています。各町の加入推進委員長(班長)がおりますので、班長は各町の委員と話し合いながら推進をお願いします。 農協に２月10日までに申請書をあげないと今年度の実績になりません。２月８日に事務局長会議、会長会議もあり、この中でも遠野市ならびに各市町村の実績が説明されますので、よろしくお願いいたします。 菊池孝委員、森川亦委員、北湯口会長、古屋敷委員、佐々木収一委員、君崎敬考委員が、ただいま推進中です。 次に家族経営協定締結の展開ですが、ご存知の通り「推進を行うすべての農業委員は協定を交わすこと」と、平成16年だったか15年だったかの総会で決定しており、長く継続していることです。申し合わせ事項としては、まず農業委員は家族経営協定を締結すること、割り当ては、家族経営協定推進アドバイザー議長である菊池孝さんから総会でお話がありました通り、農業委員１名につき加入１名となっております。 ご本人が締結した場合も１件、更新(見直し)を図る場合も１件とみなすと、菊池孝議長から説明があったと思います。すでに締結されている方も、隣近所なりから１件でも加入いただけるようお願いします。 実績としては、古屋敷徳夫委員はすでに２件を締結済み、江川幸男委員も２件締結の見込みで進めています。濱田平八郎委員も２件、白金英子委員も２件で進めており、佐々木恵美子委員は１件がまもなく締結になるとのことです。 「その他」は、委員の推進なく自主的に協定を交わしたいと申し入れがあった５件です。これを加えても19件であり、目標の31件にはまだまだ及びません。 なお、遠野市農業委員会は、女性農業委員同様、家族経営協定の締結数が岩手県で１番の実績です。岩手県農業会議より、遠野市の活動が優れているということで、遠野市農業委員会の活動として、農林水産大臣表彰を差し上げてくださいとのことで、推薦書を上げさせていただきました。先般、農林水産省内で遠野市に何らかの賞を与える検討に入っているとの連絡がありました。３月８日に東京で表彰があるとのことです。このことから、何かしらの表彰が該当すると思われます。農林水産大臣表彰となりますと、全国の会長、女性委員がいる中で、会長が実践的な活動内容を発表することになります。ぜひ今年度につきましては、31件以上の提携を成し、胸をはって遠野市の活動を全国へ発信したいものです。以上です。
農業振興係長	局長からもありました家族経営協定の件ですが、アドバイザーの皆様のお手元にある封筒に、会議の開催案内が入っておりますのでよろしくお願いします。

	女性農業委員の皆様の封筒にも３月８日の全国シンポジウム開催案内が入っておりますのでよろしくお願いします。 　また、全員に渡っている「第２回岩手農業の未来を開く担い手を考える研修会」開催についても、参加なさる方は事務局で取りまとめをいたしますので、１月28日までにご連絡いただきたいと思います。ちなみに昼食の必要な方はそちらもあわせて報告くださるようお願いいたします。ただし、充分な時間がない中ですのでシンポジウムの参加につきましては各自での連絡となりますので、よろしくお願いいたします。 　農家台帳の調査について、名札等必要であると要望がありましたので作成いたしました。事務局へお見えになった方についてはすでに配布済みですが、他の皆様には本日配布しております。調査の際にご活用ください。調査終了後は台帳と一緒に返却をお願いいたします。以上です。
議　　長	最後に、ここ数年、研修会や総会などの参加出席率の低下が目立っております。ご周知のように我々農業委員は公選あるいは選任という形で活動する立場であり、その責任は重大であります。やはり、公的な場面への出席は義務付けられているものと認識しております。今一度その意識を高く持っていただき、公的な場面、研修などは組織をあげての参加、万障繰り合わせの上でご出席してくださるよう、お願いいたします。 　例えば、このような会議の出席時間に関しても遵守していただきたいと思います。会議を円滑に進行するためにも、全員が同時間に集まり一同で協議することが重要と考えております。 　皆さまの中には、農業委員のほかにも様々な役職につかれている方もおりますし、仕事のご都合などそれぞれの事情がおありでしょう。しかし、ここは公職の人間として再度お考えいただき、ぜひ特段のご配慮、ご理解を賜りたいと思っております。 　年頭からこのようなお話は大変心苦しいのですが、私を初めこのような意識で、今年１年の活動にあたりたいと考えております。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。
議　　長	【閉会】 　以上をもちまして第46回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。 　50分より研修を始めます。 （午後３時43分閉会） 署　名 　遠野市農業委員会会議規則第32条第２項の規定により、ここに署名する。 　平成25年 1月25日 　遠　野　市　農　業　委　員　　５番＿＿＿＿＿＿＿＿ 　　　　　　　同　　　　　　　　６番＿＿＿＿＿＿＿＿ 　遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長　　＿＿＿＿＿＿＿＿